# 湧別町内で就業する方の奨学金返還を支援します！
## ～ 令和6年度 湧別町奨学金返還支援事業補助金 ～

湧別町は、将来を担う若者の定住及び就業を応援するため、町内にお住まいになり就業された方の奨学金返還に対し、年間最大18万円の支援します。

## 1. 支援の対象となる方

次の要件すべてに該当する方が、補助金による支援の対象となります。

（1） 湧別町に住民登録をしている方

（2） 令和2年4月1日以降、初めて町内の事業所に就業する方のうち、5年以上継続して就業する見込みの方※1

（3） 大学等※2を卒業後、在学期間中に奨学金の貸与を受け、返還を行っている方

（4） 奨学金の返還に対し、他からの助成を受けていない方

（5） 町税等を滞納していない方

※1 国家公務員及び地方公務員（湧別町役場職員を除く）は対象となりません。
※2 学校教育法に定める大学、短期大学、専修学校及び高等専門学校をいいます。

## 2. 支援の対象となる奨学金の種類

（1） 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金

（2） 都道府県・市町村等が設ける貸与型奨学金

（3） 生活福祉資金貸付制度（教育支援資金）

（4） その他町長が認める奨学金

## 3. 支援の対象となる奨学金の返済期間

湧別町に住民登録を行った日以降の奨学金を返還する期間内で、継続した120ヵ月が上限です。

## 4. 年間に受けられる補助金の額

次のいずれか低い額が令和6年度に受けられる補助金の額になります。

（1） 令和6年度に返還する奨学金の額

（2） 45,000円に直近に卒業（修了）した大学等の卒業（修了）に必要な修学年数を乗じて得た額（上限18万円）

## 5. 補助金交付申請書の提出期間

令和6年4月1日以降で、年度内最初の返還を行う日までに申請書を提出してください。
※申請書の提出以前に返還を行った額については、補助の対象となりませんので、申請はお早めに。

## 6. 補助金交付申請から補助金交付までの流れ

**補助金交付申請**

**補助申請書提出**
**令和6年4月1日～**

・次の必要書類を揃え、湧別町役場に提出してください
（1） 補助金交付申請書（様式第1号）
（2） 雇用証明書（様式第2号）
（3） 住民票の写し※2回目以降の申請時は省略可。
（4） 償還予定表など、申請年度内の返還金額が分かる書類
（5） 卒業証明書、卒業証書の写しなど卒業（修了）が確認できる書類

↓

受付・審査
・通知

・内容を審査し、交付または不交付決定を書面で通知します。

↓

**補助金実績報告**

**実績報告書提出**
**令和7年3月31日まで**

・次の必要書類を揃え、湧別町役場に提出してください
（1） 補助金実績報告書（様式第5号）
（2） 償還証明書、引き落とし先口座の通帳の写しなど、返還の事実が分かる書類
※提出期限は3月31日までとなっていますが、3月分の償還が終わりましたら、速やかに実績報告書の提出をお願いします。

↓

審査・受理
・通知

・内容を審査し、受理されれば補助金額の確定を書面で通知します。

↓

**補助金請求**

**請求書提出**
**額の確定後速やかに**

・補助金請求書（様式第6号）を湧別町役場に提出してください。

↓

補助金交付

・補助金は、請求書の提出から3週間程度で指定口座へ振り込みます。

## 7. 補助金の返還条件にご注意ください！

補助金の交付について、不正や違反があった時には、補助金の返還が必要になります。

また、初めて補助金を受けた年度から5年以内に町外へ転出した場合や町内で就業しなくなった時にも補助金返還の対象になりますので、ご注意ください。

## 8. 申請書類等の提出・お問い合わせ先

湧別町役場　企画財政課　未来づくりグループ
（電話：01586-2-5862　E-mail：kikaku@town.yubetsu.lg.jp）
〒099-6592　紋別郡湧別町上湧別屯田市街地318番地

湧別町　奨学金返還　で検索

町ホームページ
湧別町奨学金返還支援事業補助金